

熊本市自治基本条例の一部改正について

熊本市自治基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 コミュニティ活動（第32条・第33条）」

を

「第5章 コミュニティ活動（第32条―第34条）」

第6章 区におけるまちづくり（第35条・第36条）」

に、「第6章」を「第7章」に、「第34条・第35条」を「第37条・第38条」に、「第7章」を「第8章」に、「第36条」を「第39条」に、「第8章」を「第9章」に、「第37条―第39条」を「第40条―第42条」に改める。

第8章中第39条を第42条とし、第38条を第41条とし、第37条を第40条とし、同章を第9章とする。

第7章中第36条を第39条とし、同章を第8章とする。

第6章中第35条を第38条とし、第34条を第37条とし、同章を第7章とする。

第33条の次に次の1条及び1章を加える。

（地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携）

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

第6章 区におけるまちづくり

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

- (1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。
- (2) 地域における課題を的確に把握すること。
- (3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。
- (4) 地域における多様な主体と連携すること。

(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提出理由)

区におけるまちづくりに関し必要な規定の新設等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。